

専門里親養成教育の実態と継続研修プログラムの提案

研究企画・情報部 小山 修

要 約

本研究の目的は、過去7年間の専門里親認定研修の実績をもとに、研修課題とその改善策について検討することである。さらに、5年間実施した継続研修の実績を分析しながら、都道府県・指定都市が単独で継続研修を実施する場合の研修形態と条件を提案することである。

認定研修の受講者数は延べ587人、終了者数は552人、終了率は94.0%であった。受講者の年齢は50歳代がもっとも高く、性別では女性が3分の2以上を占め、専門職は約3分の1であった。通信教育方式の認定研修は、自宅学習の支援体制づくりと、自宅学習とスクーリングとの関連性をもたせることが今後の課題である。

5年間の認定研修終了者数は308人で、受託している被虐待児数は122人、非行児は15人であった。里子の年齢は中・高生と小学生が多かった。

今後、継続研修を都道府県・指定都市が主催する場合は、受講者数など従来の研修概念にとらわれない研修形態をとること、即ち児童相談所、児童養護施設などの機関・施設機能と人材を活用した研修形態をとることによって実現が可能である。

キーワード：専門里親、認定研修、継続研修、研修形態

The proposals against Actual Conditions and Continuous Training Programs for Specialist Foster Parents' Education

Osamu OYAMA

Abstract : The purpose of this study was to examine the performance, training matters and the solving plans of the authorized training for specialist foster parent in last 7 years. Adding to that, it aimed to propose the training form and the conditions where implementing the continuous training individually by prefectures and the appointed cities through analyzing the 5- year continuous training performance.

The future matter is to make at-home style study system and relate it with screening as providing a correspondence style authorized training.

There were 308 people completed authorized training, 122 abused children in place, and 15 were the delinquent in 5 years together, and the number of foster children were in order of junior high school, high school, and elementary school students.

In the future, there should be a possibility of using agencies or functions of agencies such as Child Guidance Center and children's homes, human resources in order for local governments to hold continuous trainings, it could provide new style trainings.

Keywords : specialist foster parent, authorized training, continuous training, training form

I 研究の背景と目的

里親制度は平成14年度から大きく変わった。即ち、法律に準ずる2つの厚生労働省令により被虐待児の養育を行なう専門里親制度が創設（「里親の認定等に関する省令」平成14年9月5日 厚生労働省令第115号）されるとともに、養育里親に対しては児童養護施設長と同様の最低基準（「里親が行なう養育に関する最低基準」平成14年9月5日厚生労働省令第116号）が課せられた。

本改革により被虐待児を養育する専門里親の養成は、都道府県知事及び指定都市市長が実施主体となつて行なうこととなったが、養成教育の実施は社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができるとされた（「専門里親研修制度の運営について」平成14年9月5日 雇児発第0905003号 厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）。このため、里親制度の研究実績を持つ当研究所の運営母体である母子愛育会が3日間のスクーリング（面接授業）を含む4ヶ月の通信教育を受託することとなった。

一方、専門里親を継続して行う場合は、都道府県・指定都市が行なう継続研修の受講が条件とされ、専門里親認定・登録後、2年を経ない範囲で継続研修の受講が条件とされた。従って平成16年度からの継続研修についても都道府県・指定都市の委託を受けて研修を実施することとなった。

本研究は、平成14年度から20年度までの7年間の専門里親認定研修と、5年間の継続研修の実績を報告しながら、その課題を整理することが第一の目的である。

一方、継続研修は「2年を超えない期間」に受講しなければならず、新規受講者に加えて、時間の経過とともに同一人物が何回も受講しなければならないという、いわゆる「雪だるま式」に受講者数が増加していく。このため、専門里親養成の実施主体である都道府県・指定都市が継続研修を実施するための環境・条件を提案することが第二の目的である。

II 研究方法

平成14年度から20年度までの専門里親認定研修（以下、「認定研修」と略）及び平成16年度から開始した専門里親継続研修（以下、「継続研修」と略）の受講者を府県・指定都市別、性別、年齢別、資格別、里子数などを分析し、主な問題点をまとめた。

なお、認定研修を独自に実施している北海道、埼玉県、東京都は研究対象から除いた。

III 結果

1. 専門里親認定研修

1) 研修内容

通信教育科目は厚生労働省告示（「里親の認定等に関する省令第19条第二号の厚生労働大臣が定める研修」平成14年9月5日厚生労働省告示第290号）により、専門里親として履修すべき

科目が表1のように「養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目」として定められた。

自宅学習は1ヶ月に2科目の考査が出題され、8科目4ヶ月で修了する。この間3日間のスクーリングが行なわれ、その内容は「養育の内容及び方法の理解に関する科目」として表2のように定められた。

表1 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目

No.	科 目
1	社会福祉概論
2	地域福祉論
3	児童福祉論
4	社会福祉援助技術論
5	養育家庭論
6	養護原理
7	発達臨床心理学
8	医学一般（児童精神医学を含む）

表2 養育の内容及び方法の理解に関する科目

No.	科 目
1	専門里親制度の意義と目的
2	児童虐待援助論
3	思春期問題援助論
4	家族援助論
5	専門里親演習

2) 申し込み数と終了者数

平成14年度から20年度までの7年間の認定研修申込者数と終了者数を表3に示した。

最も多かったのが平成15年度の147人で、少なかったのは制度化した平成14年度の57人であった。7年間の延べ受講申込者数は587人で、年度当りの平均受講者数は83.9人であった。

月2科目づつ計8科目を4ヶ月間自宅で学習し、期間中3日間のスクーリング（面接授業）を行なう通信教育の終了者数は延べ552人で、修了率は94.0%であった。

毎年度数人の未履修者があり、ここ5年間の終了率はわずかわづつ低下していた。

表3 年度別申込者数と修了者数・率

年度	14	15	16	17	18	19	20	計
受講者数	57	147	101	70	72	63	77	587
終了者数	54	139	97	67	68	58	69	552
再履修数	3	8	2	2	4	3	5	27
修了率	94.7	94.6	96.0	95.7	94.4	92.1	89.6	94.0

3) 受講者の年齢及び性別

受講者の年齢は50歳代が44.7%と最も高く、次いで40歳代（29.2%）、60歳以上（19.6%）、30歳代（5.4%）の順であった

(表4)。性別では女性(67.2%)の割合が高かった。

表4 受講者の年齢 (n=552)

年 代	実数	%
30歳未満	6	1.1
30歳代	30	5.4
40歳代	161	29.2
50歳代	247	44.7
60歳以上	108	19.6

4) 府県・指定都市別受講者数

府県・指定都市別に終了者数をみると、23人の愛知県を最大に、沖縄県、山口県(各21人)、岡山県(20人)など西日本に多く、東日本では、千葉県(19人)、神奈川県(18人)、青森県、栃木県(各15人)が多かった。指定都市では、川崎市(17人)、札幌市(15人)、仙台市(10人)の順に多かった。

5) 10万世帯あたりの専門里親数

平成17年の国勢調査結果をもとに府県・指定都市別終了者数を10万世帯あたりで算出すると、鳥取県の6.71人を最高に、徳島県(4.37人)、沖縄県(4.31人)、大分県(3.87人)などが多く、指定都市では川崎市(2.87人)、仙台市(2.30人)が上位であった。

6) 夫婦で受講した割合

全終了者(552人)のうち夫婦で同一年度または年度をまたがって受講し、終了した夫婦は36組(13.2%)であった。受講者数が多い県・指定都市に多かった。

7) 専門種の割合

全終了者のうち専門職は197人(36.0%)であった。これを分野別にみると、表5に示したとおり福祉分野が128人(64.8%)と最も多く、次いで教育分野34人(17.3%)、保健医療分野24人(12.2%)、司法分野3人(1.5%)の順であった。

職種別では福祉分野の保育士87人(68.0%)、次いで児童指導員27人(20.0%)であり、児童福祉司、児童心理司などは1から2人と少なかった。

教育分野では34人中、「教諭」と記載のあった12人(34.0%)のほか、小学校教諭8人(24.0%)、高校教諭5人(15%)、養護教諭4人(12.0%)、幼稚園教諭3人(8.8%)などであった。

保健医療分野では看護師16人(67.0%)が最も多く、次いで准看護師3人(13.0%)、医師2人(8.0%)、保健師、助産師、栄養士が各1人であった。

司法分野は、保護司、少年刑務官、少年鑑別所専門官であった。

表5 専門職の分野別割合 (n=197人)

分 野	実数	%
福 祉	128	65.0
教 育	34	17.3
保健・医療	24	12.2
司 法	3	1.5
不 明	8	4.1

8) 専門職と養育里親

専門職197人中、専門職資格のみで受講した者は82人(41.6%)であり、専門職で養育里親の資格のある者が115人(58.4%)と、養育里親をしている専門職の割合が高かった。

9) 里子の養育状況

表6に里子の受託状況を示した。認定研修受講時に里子を受託中の世帯は324世帯(夫婦で受講しているため「世帯」と表記)で、平均受託率は61.0%であった。初年度と平成20年度の受託率が高かった。

受託している里子の年齢は、7歳から12歳までの小学生が192人(37.6%)と多く、次いで13歳から18歳までの中・高生が161人(31.6%)、0から6歳までの未就学児童が139人(27.3%)の順であった。

1世帯あたりの平均受託里子数は1.6人であった。また、受託里子数の最大は6人であった。

表6 認定研修受講時の里子の受託状況

年 度		14	15	16	17	18	19	20
	終了者数	54	139	97	67	68	58	69
	終了者世帯数	53	126	97	66	64	59	66
	受託世帯数	37	71	55	40	36	39	46
	受託率(%)	69.8	56.3	56.7	60.6	56.3	66.1	69.7
里子数		64	115	81	55	53	60	79
内 訳	0～6歳	9	20	20	21	21	25	23
	7～12歳	25	44	27	19	22	19	36
	13～18歳	15	51	34	15	10	16	20
	不 明	18	0	0	0	0	0	0
平均里子数		1.8	1.6	1.5	1.4	1.5	1.5	1.7

10) 通信教育の評価

認定研修の評価は、締切り3週間前に出題される「考査」結果によって評価される。考査は、出題担当講師によって異なるが、概ね4から5の課題が出題され、選択式、用語の意味解説などの記述式が出題される。評価はAA、A、B、C、Dの5段階で評価され、D評価は再試験となる。再試験後もD評価の場合は次年度に限り再履修が可能である。表3の終了率をみる限り、数パーセントから10パーセントの幅で未履修者がでている。

2. 継続研修

専門里親の認定・登録後は、2年を経ないうちに継続研修の受講義務が課されている(平成14年9月5日「専門里親研修制度の運営について」雇児発第0905003号)。このため、平成16年度から府県・指定都市の委託を受けて継続研修を開催した。

1) 研修内容

認定研修が厚生労働省告示により、専門里親として履修すべき科目が規定されているのに対し、継続研修は、当初特段の定めがなかった。

しかし、平成17年1月7日付で厚生労働省雇用均等・児童家

庭局家庭福祉課長名で「専門里親継続研修の実施にあたっての留意事項について」が都道府県・指定都市民生主管部（局）長あてに通知された。その内容は表7の6項目であった。

表7 継続研修の内容

1. 被虐待児の心理面の理解及びケアに関すること
2. 児童福祉関係機関との連携の必要性に関すること
3. 少年非行に関すること
4. 児童の権利擁護に関すること
5. 事例検討
6. 児童福祉行政の概要

母子愛育会では、継続研修の開催要項をすでに府県・指定都市宛に通知していたため、平成16年度は表8の内容で実施することとし、少年非行に関する科目は、翌年度から実施した。同時に日程に余裕のある認定研修にも組み入れて実施した。

表8 平成16年度継続研修の内容

科 目	時間	講 師
専門里親制度の現状と課題	60分	厚生労働省
社会資源との連携のあり方	75	研究員
被虐待児の行動・精神症状と治療（軽度発達障害を含む）	120	小児科医
討議「養育事例を中心とした質疑応答」	60	小児科医、研究員
事例検討	270	施設職員、研究員、児童福祉司
全体討議	75	研究員
計	660	延べ講師13人

2) 年度別受講者数

年度別の継続研修受講者数は、表9のとおり受講者数が増加傾向にある。平成20年度までの継続研修は、平成18年度までに修了した427人が該当したが延べ受講者数は308人で受講率は72.3%であった。しかし、この数の中には年度がすすむにつれて複数回受講した者もいるため、この割合はさらに低くなる。

表9 年度別の継続研修研修受講者数

年度	16	17	18	19	20	計
終了者数	29	43	78	70	88	308
終了者世帯数	29	41	75	69	85	299
被虐待児受託数	15	16	35	21	35	122
非行児受託数	—	3	7	0	5	15
受託世帯数	13	16	33	18	28	108
受託率（%）	44.8	39.0	44.0	26.1	32.9	36.1
世帯当り里子数	1.2	1.2	1.3	1.2	1.4	1.3

3) 複数回受講者数

過去5年間の継続研修受講者は、延べ308人のうち、1回修了者121人、2回修了者68人、3回修了者17人であった（表10）。計206人が2回から4回継続研修を受講していることになる。

表10 継続研修を複数回受講した人数

修了回数	人数
1回終了者	121
2回修了者	68
3回修了者	17
計	206

4) 被虐待児及び非行児の受託数

表9のように継続研修申込時に里子を受託している専門里親世帯は延べ数で108世帯、平均受託率は36.1%であった。

また、被虐待児の延べ受託数は122件、非行児は延べ15件であった。但し、里子を継続して受託していれば、複数年にわたって研修を受講している者もいるので実数は減少する。

5) 被虐待児及び非行児の年齢

専門里親が受託している被虐待児及び非行児の年齢は、表11に示したように13～18歳までの中・高生が多かった。

表11 被虐待児及び非行児の年齢

年齢・年度	16	17	18	19	20	計
0～6歳	4	2	7	4	8	25
7～12歳	5	7	16	12	13	53
13～18歳	6	10	17	5	19	57
不明	-	-	2	-	-	2
計	15	19	42	21	40	137

6) 継続研修の内容

平成19年度からは、「障害児の理解と養育」についても継続研修及び認定研修に取り入れた。導入に当っては、認定研修の科目が省令で規定されているが、研修期間が3日間のため比較的時間に余裕があるため導入が可能であった。それに対して継続研修は2日間と短く、しかも東京で1回のみの実施のため、開始・終了時間に一定の制限を設けなければならず、いずれか1科目とせざるを得なかったためである。

表12 平成20年度継続研修内容

科 目	時間	講 師
専門里親行政の動向と課題	60分	厚生労働省
社会資源との連携のあり方	60	研究員（福祉系）
障害児の理解と養育	90	研究員（医学系）
被虐待児の行動・精神症状と治療（軽度発達障害を含む）	90	小児科医
事例検討	210	研究員、大学教員、児童福祉司
養育実践報告	110	専門里親、小児科医、研究員
計	620	延べ講師10人

*「非行の理解と対応」は平成17年度から認定研修へ組み入れている。

7) 継続研修の実施方法

継続研修はなるべく受講者間で交流ができるようするために、講義後の質疑応答はもとより、「事例検討」「グループ討議」などの技法を取り入れ、参加型の研修を特色として実施した。特に、事例検討に時間を多く割いている。

IV 考 察

1. 認定研修の課題と改善策

1) 認定研修の課題

調査は当研究所研究員が分担し、4から5題の問題を作成している。調査出題の基本は、①使用テキストをくまなく読み、内容を理解しているか、②子どもの養育に際して、子どもの最善の利益について理解しているか、の2つである。これをもとにして①選択問題、②用語解説問題、③記述問題が教科別に出題される。

通信教育の問題点の第1は、里子を養育中ため学習時間を多くとれないという問題である。里親夫婦が「仕事」をもっていれば学習時間は限られ、さらに被虐待児や非行児を受託していれば、よほど里親夫婦が助け合わなければまとまった時間をとりにくいといえる。里子の状況、年齢、受託数によって自宅学習時間はさらに縮小される。

次いで多い問題点として、解答用紙をみると、課題が送付されてからはじめてテキストを読み（問題の解答を探す）、その結果テキストの読み違いや、索引から逆引きして解答するなどによって、解答の勘違い、過ちが多々みられることである。特に記述式の課題に多く見られる。

3つ目は、自治体及び里親会主催の里親研修の体系差の問題である。スクーリングで講義を聴くことによって、はじめて受託した里子の行動が虐待による行動であることに気づいたと感想を述べた里親がいたが、児童相談所の受託前の説明はもとより、養育里親認定・登録前後の研修の質と量に較差があるようである。

4つ目の問題は、テキストの問題がある。現在使用しているテキストは、里親用に編集されたテキストは1冊のみで¹⁾、他は保育士と社会福祉士養成用が中心である。里親用としては難解と思われるテキストもあり、今後、里親向けの新たなテキスト編集の検討が必要である。

2) 認定研修の改善策

上記に示した問題点に対して、科目別に「質問カード」を同封して自宅学習中の疑問に対応しているが、その頻度は必ずしも多くない。

次に考えられるのは、身近な相談機関の専門家に相談することである。例えば、児童相談所や市町村児童福祉主管課、保育所、保健センターなど日頃から連携をとっている機関・施設の専門家に相談する方法である。調査の問題の解答を尋ねるのではなく、用語の意味や背景などあくまでも自宅学習上での疑問を相談する方法である。

この方法の最大のメリットは対面関係によって面接授業と同等の学習が可能であることである。

3つ目の方法は、面接授業の工夫である。本来は自宅学習すべ

き8科目のうち、重要な科目はスクーリング時に補講すべきであろう。

また、表13に示したように自宅学習科目とスクーリング科目の関連性を持たせる工夫も必要である。テキストと関連性を持たせながら講義を担当している講師もいるが、かならずしも一貫性があるわけではない。

表13 科目間相互の関連性

自宅学習科目	スクーリング科目
医学一般	児童虐待援助論、 障害児の理解と養育
発達臨床心理学	思春期援助論
養育援助技術論	養育演習
養育家庭論	家族援助論、 非行の理解と対応
養護原理	里親制度の意義と目的
児童福祉論	

2. 継続研修課題と改善策

1) 継続研修の問題点と改善策

都道府県・指定都市が継続研修を独自に実施する上での問題点として表14のような事柄が考えられる。その多くは、対象者が少なく効率性に欠けるという指摘である。これらの問題点を、研修の形態、技法、講師、運営管理の観点から検討してみたい。

表14 問題点

1. 対象者数が少ない
2. 適当な講師が得られない
3. 予算がない（少ない）
4. まとまった時間・日数が取れない
5. 研修担当者がいない
6. その他

2) 研修形態

里親研修の多くは、半日ないし1日程度の集中型で行なわれることが多く、年間の実施回数にも都道府県・指定都市によってかなりの差があるのが実態である²⁾。

特に子どもを受託した以降の研修への参加は、里親が仕事を休める土、日、又は里子が学校等へ行っているあいだか、就寝前を利用することが多いのではないだろうか。このように限られた時間で研修を実施するためには、次のような研修形態が考えられる。

第1は、期間を定めて半日（100分～120分）を1単位として毎週、又は隔週、あるいは月1回というように1回1科目ずつ実施する形態である。表8の科目を1回1科目として講義60分プラス養育実践をもとにした質疑応答を20～30分とればよい。さらに、あらかじめ「養育上の課題」を提出させることによって、講師との質疑応答時間を「事例検討」として位置づけることも可能である。3～4回実施で可能であるが、各回の間隔をあまり空

けないことがポイントであろう。

第2の形態は、他職種対象の研修会への相乗り型参加である。例えば児童虐待防止は児童民生委員協議会、保育、保健、司法分野など、福祉分野に限らず幅広く研修が実施されている。

各分野別に前年度の研修会、大会などの実施内容を事前に収集しておき、関連する講義・講演科目に可能な限り参加する方法である。

第3は、隣接する府県、またはブロック別に実施する形態である。認定研修のスクーリングと較べれば旅費の負担が少なく済む。参加者が多くなり緊張感もあって学ぶ意欲も高まる。しかし、研修期間、会場によっては、最低1泊の宿泊が必要となる場合が考えられる。

各地の里親会が持ちまわりで開催するブロック別大会などの中に表15の中の科目を組み入れた講演や分科会を設けることが考えられる。即ち、今後の里親研修では、養育里親プラス専門里親が対象であることを留意して、企画することが求められる。その場合、専門里親認定・登録2年目以降は、継続研修科目を明記したカードを持たせ、受講した研修・講演会の主催者印を捺印してもらい、単位取得とする方法も考えられる。

3) 研修技法

継続研修で用いられる研修技法は「講義」と「事例検討」である。母子愛育会の研修では、これに専門里親1～2名による養育実践報告を取り入れている。

講義は参加人数が多くなるほど効率的であるが、研修生にとっては質疑応答の時間に限りがあるため満足度は低下する。

一方、少人数の場合の講義は、テーマによっては専門里親以外の職種（児童相談所や施設職員など）の参加を認めることが可能であろう。ただし、質疑応答や事例検討では、個人情報に抵触するような専門里親からの質問を考慮して、分科会を設けるなどの配慮が必要となる。

なお、継続研修では、その方法や時間数、形態までの細かな指示はないので、主催者側の裁量で工夫してよいことになる。

4) 講師

児童相談所を中心に可能な限り身近な専門職が講師となることが、経費の面からも妥当であろう。児童福祉司、児童心理司、里親対応職員、嘱託精神科医などのほか、必要に応じて児童養護施設職員、情緒障害児短期治療施設職員、児童自立支援施設職員、知的障害児施設職員など、日頃連携を取り合っている施設・機関の専門職を講師とするのが、経費の面からも企画しやすいであろう。

5) 運営

運営上の配慮すべき点は、まず大勢の受講者よりも少人数の方が高い教育効果が高いということに頭を切り替えるべきである。1対1の家庭教師は子どもの能力、実力を見ながら指導する点で優れているのと同様、継続研修は個別指導が可能である。特に、里子を受託中であれば、事例検討などはむしろやりやすいともいえる。

受講者が少ないことを短所とせず、むしろ長所とするような運営が求められているといえよう。

表15 継続研修の日程案

回数	科目と講師（時間）
1 回目	講義Ⅰ 専門里親行政の動向と課題（60分） 児相長、課長、里親担当 講義Ⅱ 社会資源の連携のあり方（60分） 里親担当、児童福祉司
2 回目	講義Ⅲ 非行の理解と対応（90分） 児童福祉司 講義Ⅳ 障害児の理解と養育（90分） 精神科医、児童心理司
3 回目	講義Ⅵ 被害児の行動・精神症状と治療—軽度発達障害を含む—（90分） 精神科医、児童心理司
4 回目	事例検討（120分） 精神科医、児童福祉司、児童心理司

V 結 語

過去7年間の専門里親認定研修と5年間の継続研修の実績及び課題並びに改善策を報告した。

通信教育方式の認定研修は、自宅学習をいかにフォローするかが今後の課題である。

継続研修は、今後都道府県・指定都市が主催する場合は、受講者数にこだわらず多様な研修形態があることを提案した。

平成21年4月から改正児童福祉法が施行され、養育里親を希望する場合は都道府県・指定都市が行なう養育里親研修を受けることが条件となった。この研修には「基礎研修」と里親認定前に行なわれる「認定前研修」の二つの研修会があり、さらに5年後には「更新研修」を受けることとなっている。

この制度化によって、今までバラバラに行なわれていた里親研修は全国一律に実施されることにより、研修の「体系化」が一歩前進したと受け取ることができる。児童相談所と里親会の組織的な取り組みが期待される。

参考文献

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課監修「子どもを健やかに養育するために—里親として子どもと生活するあなたへ—」，平成15年，(財)日本児童福祉協会
- 渋谷昌史、庄司順一、小山修・他：「里親への初期研修の実態（調査報告）」里親と子ども，Vol11，pp70-79，2006